

# ねんきんだより

問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

## 国民年金の任意加入制度

60歳までに年金の受給資格を満たしていない方や老齢基礎年金が満額でない方は、本人が希望することにより60歳以降も保険料を納めることができます(任意加入)。

加入は申出のあった月からとなり、遡って加入することはできません。

20歳以上60歳未満  
加入義務あり



60歳以上65歳未満  
(70歳未満)  
加入義務なし  
(任意加入ができる)

### ●任意加入の条件

- ①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
  - ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
  - ③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方
  - ④厚生年金保険、共済組合等に加入していない方
- ※年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できます。  
 ※外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。  
 ※①の60歳以上65歳未満の方は、60歳の誕生日の前日より任意加入の手続きをすることができます。

任意加入では、「外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方」を除き、保険料の納付方法は口座振替が原則となります。手続きの際は通帳、金融機関への届出印を持参してください。

○問合せ  
 熊谷年金事務所 048-522-5012  
 保険健康課 0495-77-2113  
 地域総務課 0274-52-3271

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号  
 年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、事前にご予約をお願いします。  
 予約受付専用番号 0570-05-4890

## 新神泉総合支所建設事業・事業構想をお知らせします

問合せ 地域総務課 庶務担当 ☎0274-52-3271 FAX0274-52-2848

令和5年4月の開所を目指す新神泉総合支所は、このように整備される予定です(多目的交流施設敷地内に建設予定)。

※掲載されているイラストはあくまでイメージです。今後変更となる場合があります。



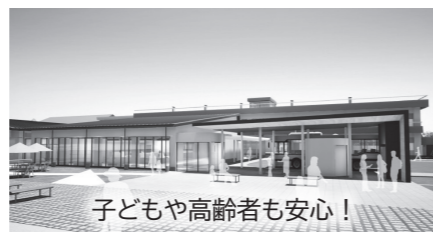
全体の様子



コンパクトでぬくもりのある事務室



小さな拠点でつなぐ



子どもや高齢者も安心!



バスロータリーや待合所を設けます。



休日・夜間も気軽に利用可能な会議室



調理室も使いやすく改修

## 小型家電機器の収集を行います

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

使わなくなった小型家電機器に含まれる金属等を資源として再利用するためご協力をお願いします。

※家庭で使われていたものに限りです。(事業所から出たものは回収しません。)

日時 11月14日(日) 午前9時から11時

場所 保健センター前駐車場・神泉総合支所駐車場

主な回収できるもの 固定電話、携帯電話、ファックス、炊飯器、電子レンジ、扇風機、ストーブ、ビデオデッキ、ラジオ、パソコンおよび周辺機器(モニター・プリンター)、掃除機、ゲーム機、電動ミシン等

回収できないもの 家電リサイクル法対象品目(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機)、小型家電リサイクル法の対象でないもの、布や木製部分が含まれるもの(こたつ・音響機器・電子カーペット)、電池・バッテリー・レーザープリンターのトナー

### ○注意事項

- ・電池は取り出して、有害ごみ【収集日:11月24日(水)】として排出してください。
- ・ストーブの石油は抜いて排出してください。
- ・携帯電話やパソコン内の個人情報、事前に消去してください。



収集ボックス  
※投入口に入るもののみ

15cm×30cm以内の大きさであれば、防災環境課および神泉総合支所に収集ボックスを設置してあります。開庁時間内にお持ちください。

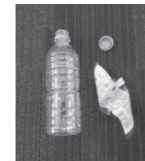
## ペットボトルの分別にご協力ください

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

資源ごみとして出しているペットボトルは選別・粉碎などの工程を経て、衣類や食品トレイなどペットボトル以外の素材に生まれ変わります。適切な分別にご協力をお願いします。



↳ 半透明ボトルや色付きのペットボトルは資源ごみには出せません。



↳ キャップとラベルは取り外しましょう。

### 【リサイクルのためにできること】

リサイクルマーク→



- ①リサイクルマークのない容器は出さない(可燃ごみへ)。
- ②半透明のボトル(主に油、ドレッシングなど)は出さない(可燃ごみへ)。
- ③色付きのペットボトルは出さない。リサイクルマークがあっても不可(可燃ごみへ)。
- ④キャップとラベルは取り除いて出す(キャップとラベルは可燃ごみへ)。
- ⑤軽く洗って、汚れを取り除いてから出す。

## 犬・猫の飼い方について

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

最近、犬や猫に関する相談が多く寄せられています。これらの相談の多くは、近隣住民に対する気配りを欠いた飼い方にあるようです。動物を飼う場合は、地域住民に迷惑をかけることのないようにしましょう。

また、犬・猫を捨てることは動物の愛護及び管理に関する法律に触れる犯罪です。違反すると、懲役や罰金刑に処せられます。

### 【犬の飼い方マナー】

犬に関する相談先:本庄保健所 ☎0495-22-6481

- 糞は必ず持ち帰りましょう。
- 必ずリードに繋ぎましょう。
- 放し飼いはやめましょう。
- 最後まで責任を持って飼いましょう。

### 【猫の飼い方マナー】

猫に関する相談先:県動物指導センター ☎048-536-2465

- 猫は家の中で飼いましょう。
- 糞・尿のしつけは必ず飼い主が行いましょう。
- 日常の世話などは、飼い主が責任をもって行いましょう。
- 無責任なエサやりはやめましょう。